

精神保健福祉士養成課程における教育 内容等の見直しについて

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（概要）

見直しの背景

- 精神保健福祉士を取り巻く環境の変化に伴い、精神保健福祉士が果たす役割は、精神障害者に対する援助のみならず、精神障害等によって日常生活又は社会生活に支援を必要とする者や精神保健（メンタルヘルス）の課題を抱える者への援助へと拡大してきている。
- 役割の拡大とともに精神保健福祉士の配置・就労状況も、医療（病院・診療所など）、福祉（障害福祉サービス等事業所など）、保健（行政など）から、教育（各種学校など）、司法（更生保護施設、刑務所等矯正施設など）や産業・労働（ハローワーク、EAP企業、一般企業など）へ拡大している。
- また、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討委員会）や社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会より、包括的な相談支援を担える人材育成等のため養成カリキュラムの見直しを検討すべきとの指摘がされている。

〔精神保健福祉士を取り巻く環境の変化の例〕

出典：精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書

- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」改正、「障害者総合支援法」の施行
- 平成29年、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明記
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進

〔地域力強化検討委員会中間とりまとめ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～〕

“我が事・丸ごと”を実現するためには、制度横断的な知識を有し、アセスメントの力、支援計画の策定・評価、関係者の連携・調整・資源開発までできるような、包括的な相談支援を担える人材育成に取り組むべきである。また、ソーシャルワーカーの養成や配置等については、国家資格として現在の養成カリキュラムの見直しも含めて検討すべきである。

- 以上のことから、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」及び具体的な教育内容等に関する検討を行うワーキンググループを設置し、教育内容の検討を行った。

見直しの方向性

- 2012（平成24）年度の現行カリキュラムの施行以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材が育成されるよう、以下の点について、教育内容の見直しを行った。
 - 1 養成カリキュラムの内容の充実
 - 2 実習・演習の充実
 - 3 実習施設の範囲の見直し等

教育内容の見直しのスケジュール

- 2019（令和元）年度から周知を行う。2021（令和3）年度より順次導入を想定。

精神保健福祉士養成課程の教育内容の見直し【新旧対照表】

【現行】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等			【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	一般養成 (時間数)	短期養成 (時間数)	大学等	
			指定科目	基礎科目					指定科目	基礎科目
①人体の構造と機能及び疾病	30		○	○		①医学概論	30		○	○
②心理学理論と心理的支援	30		○	○		②心理学と心理的支援	30		○	○
③社会理論と社会システム	30		○	○		③社会学と社会システム	30		○	○
④現代社会と福祉	60		○	○	●	④社会福祉の原理と政策	60		○	○
⑤地域福祉の理論と方法	60		○	○	●	⑤地域福祉と包括的支援体制	60		○	○
⑥社会保障	60		○	○		⑥社会保障	60		○	○
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		○	○	●	⑦障害者福祉	30		○	○
⑧福祉行財政と福祉計画	30		○	○	●	⑧権利擁護を支える法制度	30		○	○
⑨保健医療サービス	30		○	○	●	⑨刑事司法と福祉	30		○	○
⑩権利擁護と成年後見制度	30		○	○	●	⑩社会福祉調査の基礎	30		○	○
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		○	○	●	⑪精神医学と精神医療	60	60	○	
⑫精神疾患とその治療	60	60	○			⑫現代の精神保健の課題と支援	60	60	○	
⑬精神保健の課題と支援	60	60	○			⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30		○	○
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30		○	○		⑭精神保健福祉の原理	60	60	○	
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	30	○		●	⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	60	○	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	120	○		●	⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	60	○	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	60	○			⑰精神障害リハビリテーション論	30	30	○	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	30	○		●	⑱精神保健福祉制度論	30	30	○	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30		○	○		⑲ソーシャルワーク演習	30		○	○
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	60	○			㉑ソーシャルワーク演習（専門）	90	90	○	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	90	○			㉒ソーシャルワーク実習指導	90	90	○	
㉒精神保健福祉援助実習	210	210	○			㉒ソーシャルワーク実習	210	210	○	
合計	1,200	720	22科目	13科目		合計	1,200	750	22科目	12s科目

通信課程における教育内容の見直し【新旧対照表】

【現行】 精神保健福祉士養成科目	通学 課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接 授業	印刷 教材	実習	面接 授業	印刷 教材	実習
①人体の構造と機能及び疾病	30		90				
②心理学理論と心理的支援	30		90				
③社会理論と社会システム	30		90				
④現代社会と福祉	60		180				
⑤地域福祉の理論と方法	60		180				
⑥社会保障	60		180				
⑦低所得者に対する支援と生活保護	30		90				
⑧福祉行財政と福祉計画	30		90				
⑨保健医療サービス	30		90				
⑩権利擁護と成年後見制度	30		90				
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30		90				
⑫精神疾患とその治療	60	6	162		6	162	
⑬精神保健の課題と支援	60	6	162		6	162	
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30	3	81				
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	3	81		3	81	
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	12	324		12	324	
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	6	162		6	162	
⑱精神障害者の生活支援システム	30	3	81		3	81	
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30	3	81				
⑳精神保健福祉援助演習（専門）	60	6	162		6	162	
㉑精神保健福祉援助実習指導	90	9	243		9	243	
㉒精神保健福祉援助実習	210			210			210
合計	1,200	57	2,799	210	51	1,377	210



【見直し後】 精神保健福祉士養成科目	通学 課程	通信課程					
		一般養成			短期養成		
		面接 授業	印刷 教材	実習	面接 授業	印刷 教材	実習
①医学概論	30		90				
②心理学と心理的支援	30		90				
③社会学と社会システム	30		90				
④社会福祉の原理と政策	60		180				
⑤地域福祉と包括的支援体制	60		180				
⑥社会保障	60		180				
⑦障害者福祉	30		90				
⑧権利擁護を支える法制度	30		90				
⑨刑事司法と福祉	30		90				
⑩社会福祉調査の基礎	30		90				
⑪精神医学と精神医療	60	6	162		6	162	
⑫現代の精神保健の課題と支援	60	6	162		6	162	
⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30	3	81				
⑭精神保健福祉の原理	60	6	162		6	162	
⑮ソーシャルワークの理論と方法	60	6	162		6	162	
⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60	6	162		6	162	
⑰精神障害リハビリテーション論	30	3	81		3	81	
⑱精神保健福祉制度論	30	3	81		3	81	
⑲ソーシャルワーク演習	30	3	81				
㉑ソーシャルワーク演習（専門）	90	9	243		9	243	
㉑ソーシャルワーク実習指導	90	9	243		9	243	
㉒ソーシャルワーク実習	210			210			210
合計	1,200	60	2,790	210	54	1,458	210

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

養成カリキュラムの内容の充実

〔精神保健福祉士養成の中核を成す科目の創設〕 「精神保健福祉の原理」（60時間）

- 精神保健福祉士に求められている役割の変化に応じて、活動、実践できる人材を養成するため、これまでの養成課程における教育内容を踏まえつつ、精神保健福祉士養成課程において中核となる科目を設ける。
- 具体的には、精神保健福祉における理念、視点や関係性等の基礎的な枠組みを習得し、精神障害者の基本的人権の保障と社会正義の実現を担う専門職として精神保健福祉士の存在意義や役割について理解することを目的とした、「精神保健福祉の原理」を創設。

〔精神保健福祉士の役割の変化に応じた科目の創設〕

「刑事司法と福祉」（30時間）

- 司法領域において精神保健福祉士には、司法と福祉の更なる連携の促進や刑事司法手続きの各段階における犯罪者・犯罪被害者の福祉支援ニーズの把握と支援といった、生活支援や精神保健上の支援を行うことが求められている。
- 司法領域において精神保健福祉士が求められる役割を果たすことができるよう、社会福祉士養成課程における「更生保護制度」の科目を基礎として、ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において共通して学ぶ必要がある教育内容を整理し、共通科目として「刑事司法と福祉」を創設。

「地域福祉と包括的支援体制」（60時間）

- 精神保健福祉士がこれまでの地域福祉の展開過程や福祉行財政等の知識を基礎とした上で、地域共生社会の実現を推進する中で求められる役割を理解し、必要とされる知識を習得するための科目として「地域福祉と包括的支援体制」を創設。

〔精神障害者の保健及び福祉に関する指定科目、基礎科目の必修化〕

- 精神保健福祉士の基盤となる学問体系としては、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に基づき、ソーシャルワークの原理やソーシャルワークの基盤等があり、ソーシャルワークの基盤には医学、心理学、社会学等が含まれている。
- 精神保健福祉士としての基盤を構築する観点から、現行3科目のうち1科目の履修とされている、人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム（見直し後は医学概論、心理学と心理的支援、社会学と社会システム）の3科目を必修とする。

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

養成カリキュラムの内容の充実

〔ソーシャルワーク技術を学ぶ科目の再構築〕

- ソーシャルワーク技術の実践能力を有する精神保健福祉士を養成するため、「講義－演習－実習」の学習の循環を作るとともに、ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容と、精神保健福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築。
- ソーシャルワーク演習を共通科目とすることに併せて、社会福祉士養成課程との合同授業を可能とする。
- 精神障害リハビリテーションの概念やプログラム及び方法について理解し、基本的な技術を身につけ、実践で活用できる精神保健福祉士を養成するため、ソーシャルワーク技術を学ぶソーシャルワークの理論と方法とは別に、「精神障害リハビリテーション論」を創設。当該科目では精神障害リハビリテーションの動向を踏まえ依存症や当事者等を主体としたリハビリテーション等を含めるなど、求められる役割の変化に併せて、教育内容を充実する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑭精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30	→ 共通化	⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	30
⑮精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	→ 再構築	⑭精神保健福祉の原理	60
⑯精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120		⑮ソーシャルワークの理論と方法	60
			⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60
			⑰精神障害リハビリテーション論	30
⑲精神保健福祉援助演習（基礎）	30	→ 共通化	⑲ソーシャルワーク演習	30

※青色は現在読替可能な科目、黄色は教育内容の見直し後、共通科目となる科目。

〔就労支援に関する教育内容の充実〕

- 精神障害者の就労に係る課題について、現行のカリキュラムにおける就労支援制度の学習に加えて、職業的リハビリテーションの観点から、就労支援に係るリハビリテーションプログラムの知識や技術を習得できるよう、学習内容を充実する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑰精神保健福祉に関する制度とサービス	60	→	⑦障害者福祉	30
⑱精神障害者の生活支援システム	30		⑰精神障害リハビリテーション論	30
			⑱精神保健福祉制度論	30

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

科目の再構築

- 精神保健福祉士養成課程のカリキュラムの構造や科目の体系を考慮した上で、現行のカリキュラムにおける科目間の内容の重複等を整理する。

〔「低所得者に対する支援と生活保護制度」の再構築〕

- 貧困や低所得に関する課題については、単にこれらの課題についてのみ支援をするのではなく、メンタルヘルスを切り口として支援をする必要があることから、必要な知識や技術を習得できるよう、当該科目の教育内容を整理する。
- 具体的には、制度としての公的扶助や生活保護制度を、社会保障の一環として系統的に学ぶこととし、また、精神障害者が抱える生活困窮や貧困の課題、これらに対する制度については、制度に加えて援助論としても学ぶ必要があることから、専門科目に再構築する。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑦低所得者に対する支援と生活保護制度	30	→	⑥社会保障	60
			⑱精神保健福祉制度論	30
			⑳ソーシャルワーク演習（専門）	90

〔「保健医療サービス」の再構築〕

- 多くの精神保健福祉士は医療機関等で従事しており、精神科医療において、倫理綱領を踏まえ人権意識を持って対象者の側に立ち支援することや、対象者が療養しながら生活するために保健医療の専門職と連携し、必要な制度や資源につなぐ役割等を担うなど、当該科目の学習内容を学ぶことは重要である。
- 更に効果的・効率的な教育を可能にするとともに、学習内容の重複による学生等の負担の軽減を図る観点から、医療ソーシャルワークに必要な内容を整理した上で、医療保険制度等は社会保障の一環として系統的に学ぶこととし、診療報酬や保健医療サービスに関する事項は精神医学と精神医療やソーシャルワークの理論と方法（専門）に再構築し、専門的に学ぶものとする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑨保健医療サービス	30	→	⑥社会保障	60
			⑪精神医学と精神医療	60
			⑯ソーシャルワークの理論と方法（専門）	60

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

共通科目の充実

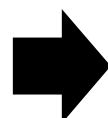
〔社会福祉士養成課程の教育内容との共通科目の拡充〕

- ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ、共通となる科目数・時間数を拡充する。

現行：11科目 420時間

見直し後：13科目 510時間

現行の科目	時間数
①人体の構造と機能及び疾病	30
②心理学理論と心理的支援	30
③社会理論と社会システム	30
④現代社会と福祉	60
⑤地域福祉の理論と方法	60
⑥社会保障	60
⑦低所得者に対する支援と生活保護（※3）	30
⑧福祉行財政と福祉計画	30
⑨保健医療サービス（※3）	30
⑩権利擁護と成年後見制度	30
⑪障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30
合計	420



見直し後の科目	時間数
①医学概論	30
②心理学と心理的支援	30
③社会学と社会システム	30
④社会福祉の原理と政策（※1）	60
⑤地域福祉と包括的支援体制（※2）	60
⑥社会保障	60
⑦障害者福祉	30
⑧権利擁護を支える法制度	30
⑨刑事司法と福祉	新 30
⑩社会福祉調査の基礎	新 30
⑬ソーシャルワークの基盤と専門職	新 30
⑮ソーシャルワークの理論と方法	新 60
⑲ソーシャルワーク演習	新 30
合計	510

（※1）現行の「現代社会と福祉」「福祉行財政と福祉計画」に社会福祉の歴史等の内容を併せて再構築し、設定

（※2）現行の「福祉行財政と福祉計画」「地域福祉の理論と方法」を再構築し、設定

（※3）現行のカリキュラムにおける科目の内容について、更に効果的・効率的な教育を可能にするとともに、学習内容の重複による学生等の負担の軽減を図る観点から専門科目等に再構築

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

実習・演習の充実

〔ソーシャルワーク技術を学ぶ科目の再構築〕

- 精神保健福祉士として実践能力を有する人材を養成するため、講義で学習した理論や知識をもとに思考・行動しソーシャルワーク実践の基礎的な力を習得する演習科目において、ソーシャルワークの専門職である精神保健福祉士と社会福祉士の養成課程において共通して学ぶべき内容と、精神保健福祉士として専門的に学ぶべき内容が明確になるよう、科目を再構築するとともに、専門科目については内容と時間数の充実に図る。
- ソーシャルワーク演習を共通科目とすることに併せて、社会福祉士養成課程との合同授業を可能とする。

現行の科目	時間数		見直し後の科目	時間数
⑭精神保健福祉援助演習（基礎）	30	→ 共通化	⑭ソーシャルワーク演習	30
⑮精神保健福祉援助演習（専門）	60	→ 充実	⑮ソーシャルワーク演習（専門）	90

〔実習時間の免除の実施〕

- 福祉の専門職である精神保健福祉士の資格を有する者が、社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士の資格取得を希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限として実習を免除できるようにする。

精神保健福祉士



社会福祉士

※ 社会福祉士の資格を有する者が、精神保健福祉士の取得を希望する場合は、既に実習時間の免除が行われている。

実習施設の範囲の見直し

- 精神保健福祉士の配置・就労状況が、医療（病院・診療所など）、福祉（障害福祉サービス等事業所など）、保健（行政など）から、教育（各種学校など）、司法（更生保護施設、刑務所等矯正施設など）や産業・労働（ハローワーク、EAP企業、一般企業など）へ拡大していることを踏まえ、実習施設の範囲を拡充する。
拡充に際しては、精神保健福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設（以下「指定施設」とする。）等の範囲についても考慮する。

〔新たに実習施設の範囲に含まれる施設等の例〕

市町村社会福祉協議会、地域相談支援を実施する施設、教育機関（スクールソーシャルワーカー）、地域包括支援センター等

- 実習施設の範囲と指定施設の範囲とを原則として一致させながら見直しを行う。

指定施設及び実務経験①（施行規則）

・赤字は追加（案）

根拠	指定施設	実務経験（※）	根拠	指定施設	実務経験（※）
精神保健福祉士法施行規則第二条	精神科病院、病院、診療所	精神科ソーシャルワーカー、医療ソーシャルワーカー	精神保健福祉士法施行規則第二条	市町村社会福祉協議会	福祉活動専門員、その他相談援助業務を行っている職員
	市役所、区役所、町村役場、保健所、市町村保健センター	精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員		知的障害者更生相談所	心理判定員、職能判定員、ケース・ワーカー
	乳児院、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設	児童指導員、保育士、職業指導員、児童発達支援管理責任者、心理指導担当職員		広域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー
	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）	相談援助業務に従事する職員		地域障害者職業センター	障害者職業カウンセラー、職場適応援助者
	障害児相談支援事業	相談支援専門員		障害者就業・生活支援センター	生活支援担当職員
	児童自立生活援助事業	相談援助業務に従事する職員		更生保護施設	福祉職員、薬物専門職員
	児童相談所	児童福祉司、受付相談員、相談員、電話相談員、児童心理司、児童指導員、保育士		保護観察所	社会復帰調整官、保護観察官
	母子生活支援施設	母子支援員、少年を指導する職員		発達障害者支援センター	相談支援を担当する職員、就労支援を担当する職員
	児童自立支援施設	児童自立支援専門員、児童生活支援員、職業指導員		障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者、就労定着支援員、地域生活支援員
	児童家庭支援センター	職員		障害福祉サービス事業（短期入所、重度障害者等包括支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）	相談援助業務に従事する職員
	精神保健福祉センター	精神保健福祉相談員、社会福祉士、精神科ソーシャルワーカー、心理判定員		障害者支援施設	生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者
	（精神障害者地域生活援助事業）	世話人		一般相談支援事業	相談支援専門員
	（精神障害者社会復帰施設）	精神障害者社会復帰指導員、管理人		特定相談支援事業	相談支援専門員
	救護施設、更生施設	生活指導員		地域活動支援センター	指導員
	福祉事務所	査察指導員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、老人福祉指導主事、現業員、家庭児童福祉主事、課程相談員、面接員、婦人相談員、母子・父子自立プログラム策定員、就労支援専門員、就労支援員（自立支援プログラム、被保護者就労支援事業）		福祉ホーム	管理人
				基幹相談支援センター	相談援助業務に従事する職員
				地域包括支援センター	包括的支援事業に係る業務を行う職員

（）は旧法施設

指定施設及び実務経験②（施設告示, 実務経験通知） ・ 赤字は追加（案）

根拠	指定施設	実務経験（※2）
施設告示（※1）	精神障害者地域生活支援センター	精神障害者社会復帰指導員
	精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設	地域体制整備コーディネーター、地域移行推進員
	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設	スクールソーシャルワーカー
	ホームレス自立支援事業	生活相談指導員
根拠	指定施設	実務経験
実務経験通知（※3）	<u>母子家庭等就業・自立センター事業、一般市等就業・自立支援事業</u>	<u>相談員</u>
	<u>婦人相談所</u>	<u>相談指導員、判定員、婦人相談員</u>
	<u>婦人保護施設</u>	<u>入所者を指導する職員</u>
	<u>就労支援事業</u>	<u>就労支援員（自立支援プログラム）</u>
	<u>都道府県社会福祉協議会</u>	<u>専門員（日常生活自立支援事業）</u>
	<u>ひきこもり地域支援センター</u>	<u>ひきこもり支援コーディネーター</u>
	<u>地域生活定着支援センター</u>	<u>相談援助業務に従事する職員</u>
	<u>自立相談支援機関、生活困窮者家計改善支援事業を行う事業所</u>	<u>主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員</u>
	<u>被保護者就労支援事業</u>	<u>就労支援員</u>
	<u>（精神障害者）アウトリーチ事業、アウトリーチ支援に係る事業</u>	<u>相談援助業務に従事する職員（医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く）</u>
	<u>高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関</u>	<u>支援コーディネーター</u>
	<u>日中一時支援、障害者相談支援事業、障害児等療育支援事業</u>	<u>相談援助業務に従事する職員</u>
	<u>第1号職場適応援助者助成金受給資格認定法人</u>	<u>第1号職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者</u>
	<u>訪問型職場適応援助に係る受給資格認定法人</u>	<u>訪問型職場適応援助者養成研修を修了した職員であって、ジョブコーチ支援を行っている者</u>
	<u>公共職業安定所</u>	<u>精神障害者雇用トータルサポーター、発達障害者雇用トータルサポーター</u>
	<u>地域若者サポートステーション</u>	<u>相談援助業務に従事する職員</u>
	<u>刑事施設、少年院、少年鑑別所</u>	<u>刑務官、法務教官、法務技官（心理）、福祉専門官</u>
	<u>厚生労働大臣が個別に認めた施設</u>	<u>精神保健福祉に関する相談援助業務を行っている相談員</u>

（※1）精神保健福祉士法第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年8月5日厚生労働大臣告示第277号）

（※2）根拠は「指定施設における業務の範囲について」（平成23年8月5日障発0805第4号）

（※3）指定施設における業務の範囲について（平成23年8月5日障発0805第4号）

実習先施設と指定施設の比較

・赤字は追加（案）

根拠	実習先	根拠	指定施設
実習先告示（※1）	精神科病院	精神保健福祉士法施行規則第二条	精神科病院
	市役所、区役所、町村役場		市役所、区役所、町村役場
	保健所、市町村保健センター		保健所、市町村保健センター
	障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）、障害児相談支援事業、 <u>児童自立生活援助事業</u> 、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター		障害児通所支援事業（医療型児童発達支援を除く）、障害児相談支援事業、 <u>児童自立生活援助事業</u> 、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター
	病院、診療所		病院、診療所
	精神保健福祉センター		精神保健福祉センター
	救護施設、更生施設		救護施設、更生施設
	福祉事務所、 <u>市町村社会福祉協議会</u>		福祉事務所、市町村社会福祉協議会
	知的障害者更生相談所		知的障害者更生相談所
	広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター		広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
	保護観察所、更生保護施設		保護観察所、更生保護施設
	ホームレス自立支援事業	施設告示（※2）	ホームレス自立支援事業
	発達障害者支援センター	精神保健福祉士法施行規則第二条	発達障害者支援センター
	障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、 <u>基幹相談支援センター</u>		障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助）、一般相談支援事業、特定相談支援事業、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、 <u>基幹相談支援センター</u>
	<u>地域包括支援センター</u>		<u>地域包括支援センター</u>
	<u>精神障害者地域生活支援センター</u>	施設告示（※2）	精神障害者地域生活支援センター
	<u>精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設</u>		精神障害者が住み慣れた地域を拠点とし、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する事業を実施する施設
	<u>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設</u>		いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制を整備する事業を実施する施設

（※1）精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第3条第1項第10号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第1条第7項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成10年1月30日厚生大臣告示第10号）

（※2）精神保健福祉士法第2条第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める施設（平成23年8月5日厚生労働大臣告示第277号）

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直し（主な事項）

実習・演習の充実

〔実習演習担当教員の要件の見直し〕

- 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書において、実習・演習を担当する教員については下記のとおり指摘されている。

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会中間報告書（抄）

4 求められる役割を踏まえた今後の対応の方向性

（２）精神保健福祉士の養成に関する対応

エ 演習・実習及び教員等の在り方の見直し

演習・実習を担当する教員は、精神保健福祉士として相談援助経験５年以上で講習会を受講した者として、教員が精神保健福祉に係る学会や研修会に参加することや対応困難な症例などについて意見交換を行うことなど、教員が自己研鑽に努めるような仕組みを検討する必要がある。

また、教員が必ずしも現場経験が多いとは限らない現状や、学生について十分に理解していない教員が実習巡回を行っている現状があるなどといった意見もあり、実習における学生の指導に当たって教員と実習指導者との有機的な連携が確立しにくいことから、実習における指導状況についても現状を把握した上で対策を検討する必要がある。

- 実習演習担当教員の要件については、引き続きすべての養成施設等が対応できるよう一定の配慮が必要であることから、教員要件の変更は行わないこととするが、実習演習担当教員の質の向上・担保は重要である。
- 実習演習担当教員の質の向上・担保を図るため、実習演習担当教員については、例えば、「精神保健福祉士の資格を取得した後、相談援助の業務に５年以上の経験を有する者で、かつ、精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を修了した者が望ましい」「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会については５年ごとに受講することが望ましい」として通知等で養成施設等に配慮を求めることとする。

精神保健福祉士養成課程の教育内容等の見直しに関するスケジュール（案）

	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
国家試験	第22回 (令和2年2月実施)	第23回 (令和3年2月実施)	第24回 (令和4年2月実施)	第25回 (令和5年2月実施)	第26回 (令和6年2月実施)	第27回 (令和7年2月実施)	第28回 (令和8年2月実施)
	従来の教育内容に基づく試験問題					新たな教育内容に基づく試験問題	
保健福祉系大学等 [4年]	周知・準備期間 (令和元年度～2年度)		令和3年度 入学者	新たな教育内容			
保健福祉系短大等 [3年] + 相談援助実務経験 [1年]			令和3年度 入学者	新たな教育内容			相談援助 実務経験
保健福祉系短大等 [2年] + 相談援助実務経験 [2年]			令和3年度 入学者	新たな教育内容		相談援助 実務経験	
一般養成施設等 [1年] (短期一般)						令和6年度 入学者	新たな 教育内容

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会ワーキンググループ

○ 専門家・有識者による検討及び作業

- ・ 精神保健福祉士の役割や教育カリキュラム、実習等のあり方に加え、卒後教育や継続教育など、養成課程における教育後の継続的な教育や研修も含め、より実践的で質の高い精神保健福祉士の人材の育成確保に資する議論及び作業を実施。
- ※ 精神保健福祉士をはじめとして、医師や保健師・看護師、社会福祉士、職能団体や教育団体等で構成。

○ 検討の経過

開催日		検討事項 等
第1回	平成31年 1月18日	・ 精神保健福祉士の養成の在り方に関する検討について ・ 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて
第2回	1月30日	
第3回	2月14日	・ 精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて
第4回	3月4日・5日	
第5回	4月24日	
第6回	令和元年 5月13日	
第7回	5月24日	
第8回	6月14日	

平成31年4月～令和元年6月	社会福祉士カリキュラム 改正内容との調整
----------------	-------------------------

○ 構成員

	氏名	所属・役職等
1	伊東 秀幸 (※)	一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟 相談役
2	岩本 操 (※)	武蔵野大学人間科学部人間科学科 教授
3	勝又 陽太郎	公立大学法人新潟県立大学人間生活学部子ども学科 准教授
4	吉川 隆博	一般社団法人日本精神科看護協会 会長
5	倉知 延章	九州産業大学人間科学部臨床心理学科 教授
6	後藤 時子	公益社団法人日本精神科病院協会 理事
7	栄 セツコ	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 教授
8	田村 綾子 (※)	聖学院大学心理福祉学部心理福祉学科 学科長
9	木下 康仁	聖路加国際大学 特任教授
10	中川 敦夫	慶応義塾大学病院臨床推進センター 特任講師
11	柑本 美和	東海大学法学部 教授
12	山本 由紀	上智社会福祉専門学校

(※) 精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会と兼務している構成員

参考資料

精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会 中間報告書【概要】(平成31年3月29日)

精神保健福祉士を取り巻く状況に的確に対応できる人材を育成することを目的に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」(以下、本検討会)を平成30年12月より開催し、さらに平成31年1月よりワーキンググループも開催の上、精神保健福祉士の役割や教育内容等(カリキュラム)の見直しなどについて検討した。今般、これまでの議論について中間的な取りまとめを行った。今後、引き続き検討を行う。

取り巻く環境の変化(主なもの)

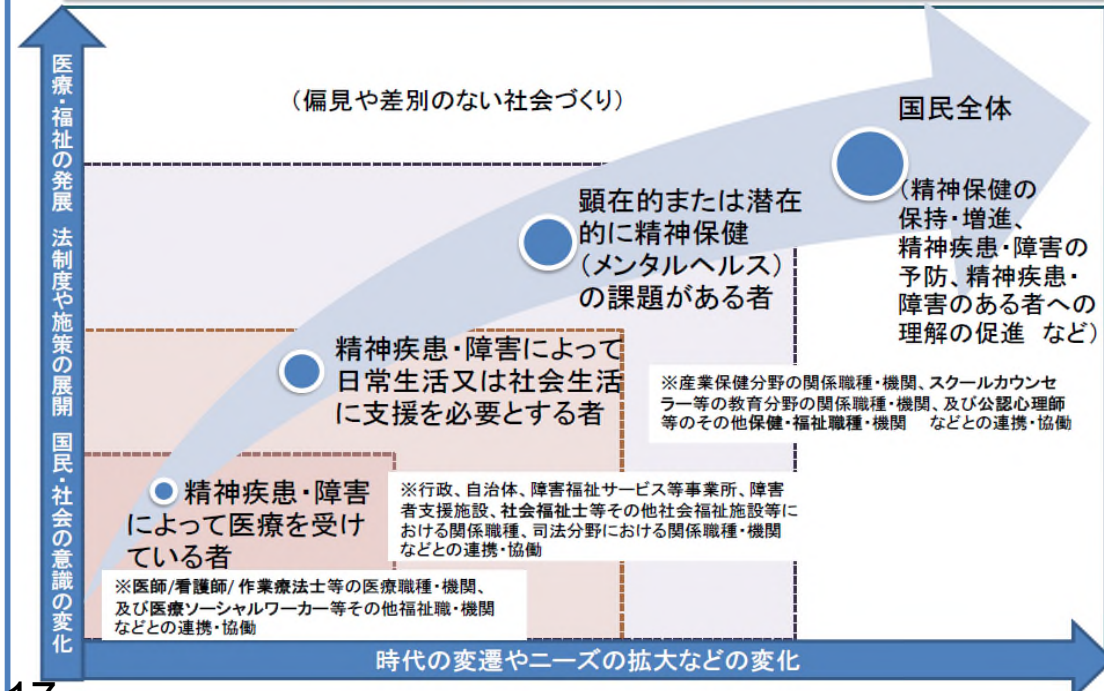
- 平成25年、地域社会における共生の実現に向けて、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、「障害者自立支援法」が改正され「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」が施行。
- 平成29年、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを新たな理念として明記。
- アルコール、薬物、ギャンブル等の各依存症などへの対策として、人材育成や依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関等の地域の医療・相談支援体制の整備を推進することや、予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備の推進。
- そのほか、人口構造、働き方及び家族構造などの変化、地域のつながりの希薄化、国際化など社会的・地域的な変化、国民の意識の変化、時代やニーズの変化など、個人・家族、組織・集団、地域及び社会といった各レベル(ミクロ・メゾ・マクロ)で精神保健福祉士を取り巻く環境は年々変化し、働きかける対象や課題はより多様化・複雑化。

精神保健福祉士の役割は拡大

今後も一層求められる精神保健福祉士の役割

- (1) 精神疾患・障害によって医療を受けている者等への援助
(医療機関内外での相談や支援など)
- (2) 医療に加えて福祉の支援を必要とする者等への援助
(日常生活や社会生活への支援など)
- (3) 医療は受けていないが精神保健(メンタルヘルス)課題がある者への援助
(顕在的ニーズの発見、回復への支援、アウトリーチなど)
- (4) 精神疾患・障害や精神保健(メンタルヘルス)課題が明らかになっていないが、支援を必要とする可能性のある者への援助
(情報提供、理解の促進、潜在的ニーズの発見、介入など)
- (5) (1)～(4)に関連する多職種・多機関との連携・協働における調整等の役割
(マネジメント、コーディネート、ネットワーキングなど)
- (6) 国民の意識への働きかけや精神保健の保持・増進に係る役割
(普及、啓発 など)
- (7) 精神保健医療福祉の向上のための政策提言や社会資源の開発と創出に係る役割

精神保健福祉士の役割の拡大



精神保健福祉士の養成の在り方等に関する現状の課題に対する今後の対応の方向性

(1) 精神保健福祉士の役割に関する対応

- ア 精神保健福祉士の役割の周知・普及： 具体的な役割(業務)を国民や社会、他職種・他分野に対して分かりやすく伝え、専門性を最大限に発揮。
- イ 多職種との連携・協働における役割の明示： 専門職として主体性・独自性など専門性を確立・発揮するため、**行動特性(コンピテンシー)を明確化**。

(2) 精神保健福祉士の養成に関する対応

ア コアコンピテンシーに基づく学問体系の整理とカリキュラムの構造化：

- 中核となる行動特性(コンピテンシー)や「**養成課程において基軸となる教育目標**」を明確にしながら、**多面的な視点による体系化・構造化**。
- プロフェッショナリズム教育を意識**し、重ねて繰り返し教えるべき内容等について、意義や目的の明確化を通じて整理。
- 科目数や履修時間数等を増やすことに拘泥せず、価値や理念、責務、ソーシャルワークの基盤となる視点、機能、理論などが浸透するよう見直し。
- 演習-実習指導(事前)-実習-実習指導(事後)-演習の連続性のある教育内容**、アクティブ・ラーニングなど実践能力に繋ぐような教授方法の検討。
- CAP制など教育全体の制度との整合性に留意。社会福祉士との両方を志す学生が資格取得しやすいよう、共通科目や読替科目の設定等、各専門性を明確にするとともに相互に調整。

イ 養成課程における教育内容等の具体的な見直し：

- 制度や政策、サービスを中心の現行の教育内容から、**背景や変遷、理念や概論を中心とした教育内容が基軸**となる(一体的に学ぶ)よう見直し。
- 人権意識、人間の心(こころ)と身体(からだ)に関する理解、社会の構造・仕組みを読み解き理解する力、クライアントに寄り添う心などに重点を置く。
- 社会学、法学、医学、心理学など**基礎的な学問・科目は実践能力や論理的な思考の基盤として必須**であるため現行の内容や科目の見直しを検討。

ウ 学習方法の在り方の見直し：

- 「**(知識の)獲得としての学習**」から「**(活動への)参加としての学習**」への**パラダイムシフト**が必要。演習や見学実習、アクティブ・ラーニング等を充実。
- 実践的な演習を充実**させ、多彩な現場を演習で具体的に教えるよう工夫。実習では経験できないが現場ですぐに必要な一般的な技能や相談援助の技術(電話相談、面接体験、記録の書き方など)を演習等で工夫。**コミュニケーション能力や対人スキル**を身につける工夫。

エ 演習・実習及び教員等の在り方の見直し：

- 実習指導や実習は、時間の確保と共に質を高めていくことが重要。なお、実習の時間数、医療機関での実習を必須とすること、実習場所を2箇所以上とするなど、**原則として現行の仕組みを維持**しつつ、より質の高い実習となるよう適切かつ柔軟な仕組みの在り方を検討。
- 実習の質の担保**に当たっては、実習指導を行う教員要件、記録や内容の標準化など評価方法の見直し、教員が自己研鑽する仕組みなどを検討。
- 教員と実習指導者との有機的な連携**に向けて、実習の指導状況を現状把握の上で対策を検討。

(3) 人材育成や資質向上に関する対応

ア 基礎教育と卒後教育の在り方の明確化：

- 多職種との連携・協働は場面や状況等によって大きく異なり、全てを養成課程で教育することは困難であり、卒後教育で教育すべき内容として整理。
- 司法や教育の分野等との連携など、就労先に応じた業務の具体的内容についても、卒後教育で研修・研鑽することが重要。
- 多職種との連携・協働(IPW)については、**IPE(インタープロフェッショナル・エデュケーション)**と併せて、卒後教育での人材育成においても考慮。

イ 資質向上の在り方の見直し(継続教育)：

- より効果的な卒後教育や継続教育の仕組みづくり**を検討。職能団体等による研修やスーパービジョンによって専門職としての質を担保・向上。
- 新人、中堅、指導者、管理者等の**各段階で求められる役割を整理して教育・研修の内容を計画化・構造化**。
- 多職種との連携・協働の場面は司法、教育、産業等へ拡大しており、各分野の体系的理解や業務の継続的な学びについての不断の検討。